

# 育児休業・介護休業制度等の適用除外者に関する労使協定書

社会福祉法人 伸康会 と従業員代表 工藤 衡理 は、育児休業および介護休業制度等の適用対象から除外される者の範囲等に関し、次のとおり協定する。

## 第 1 条 (育児休業制度の適用除外者)

次の各号のいずれかに該当する従業員については、育児休業制度を適用しない。

1. 勤続1年未満の者
2. 休業申出のあった日から起算して1年（1歳6ヶ月までの育児休業の場合は、6ヶ月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者
3. 1週間の所定労働日数が2日以下の者

## 第 2 条 (介護休業制度の適用除外者)

次の各号のいずれかに該当する従業員については、介護休業制度を適用しない。

1. 勤続1年未満の者
2. 休業申出のあった日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
3. 1週間の所定労働日数が2日以下の者

## 第 3 条 (子の看護休暇および介護休暇制度の適用除外者)

次の各号のいずれかに該当する従業員については子の看護休暇および介護休暇制度を適用しない。

1. 勤続6ヶ月未満の者
2. 1週間の所定労働日数が2日以下の者

## 第 4 条 (育児および介護のための所定外労働の制限の適用除外者)

次の各号のいずれかに該当する従業員については育児および介護のための所定外労働の制限を適用しない。

1. 勤続1年未満の者
2. 1週間の所定労働日数が2日以下の者

## 第 5 条 (育児および介護短時間勤務制度の適用除外者)

次の各号のいずれかに該当する従業員については育児および介護短時間勤務制度を適用しない。

1. 勤続1年未満の者
2. 1週間の所定労働日数が2日以下の者

## 第 6 条 (有効期間)

この協定の有効期間は、協定成立の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに当事者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、同一内容にて1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

平成29年9月25日

会社名 社会福祉法人 伸康会  
代表者氏名 理事長 蒔苗 俊二



従業員代表 工藤 衡理

